

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2823 号 2016.1.22 発行

障害者支援の今 ラジオから発信 就労助け15年「札幌チャレンジド」 FM三角山で
新番組 日頃の活動を紹介



北海道新聞 2016年1月21日
「札幌チャレラジオ通信」の初放送に臨んだ(左から)加納理事長、
飯村さん、高橋さん

障害者の就労を支援するNPO法人「札幌チャレンジド」(札幌市北区)が設立15周年を迎え、1月から、西区の地域FM三角山放送局で新たにラジオ番組を始めた。支援活動は軌道に乗ってきたが、なお支援を必要とする人は多く、「ラジオを通じて15年間の成果と障害者支援の今を発信し、活動を未来につなげたい」との狙いだ。

札幌チャレンジドは2000年5月に任意団体として発足し、01年4月にNPO法人化。障害者を対象にしたパソコン講習から活動を始め、同法人で賃金を支払って働いてもらう就労支援、企業への就職に結びつける就職支援へと事業を拡大してきた。

就労支援は、企業から動画サイトの監視やネットショッピングの商品登録業務を受注し、現在24人に賃金を支払って雇用。就職支援は、事業を始めた11年度から本年度までの5年間で計27人の就職につなげた。

加納尚明理事長(54)は「一定の成果があったと思うがホームページ(HP)以外に発信できていなかった」とラジオ放送を企画。市内の企業や個人から放送に必要な約70万円の寄付を集めるとともに、同局に放送を持ち掛け実現した。

番組名は「札幌チャレラジオ通信」。毎週月曜の午後3時から30分間放送する。1月11日の初放送には、加納さんと同法人講習グループリーダーの飯村富士雄さん(61)、スタッフの高橋良雄さん(56)が出演し、日頃の活動を紹介。加納さんは「一人でも多くの人に活動を知ってもらうことで、さらに多くの障害者や家族の役に立ちたい」と思いを訴えた。

放送は12月まで1年間の予定で、今後もスタッフや障害者、ボランティアらが出演する。聴覚障害者のために、放送内容は文章にしてHPに掲載する。問い合わせは札幌チャレンジド(電)011・769・0843へ。(大脇聡)

韓国、児童虐待が急増 大統領「多くの人が大きな衝撃」 ソウル=牧野愛博

朝日新聞 2016年1月21日

韓国で、長期欠席児童に関わる事件が相次いで明るみに出ている。昨年末、栄養失調状態の女児が両親の元から逃走。今月には、男児の遺体が冷凍されて見つかる事件が起きた。児童虐待の申告数も急増。政府は実態調査に乗り出し、法改正の検討も始めた。

ソウル近郊・富川市で15日、小学生男児の遺体が冷凍状態で見つかった。児童は小学校入学後間もない2012年4月から学校を欠席していた。警察当局は父親を遺体損壊の

疑いで逮捕。21日午前現場検証し、殺人容疑でも調べている。

京畿道富川市で起きた男児遺体損壊事件で逮捕された父親（中央）
＝東亜日報提供

昨年12月には、西部の仁川市で小学5年生の娘を監禁していた両親が逮捕された。自宅から逃走した娘は身長120センチ、体重16キロしかなかった。

朴槿恵（パククネ）大統領は19日の閣議で「多くの人々が大きな衝撃を受けている。根本的な対策を施すべきだ」と指示した。



特養が困窮者に宿泊場所など提供 社会福祉法人が連携しスピード対応



福祉新聞 2016年01月21日 福祉新聞編集部
木村さんは今も男性の自宅を訪れる

熊本県では2015年4月から、社会福祉法人が制度の谷間にある人を支援する「生計困難者レスキュー事業」が始まっている。緊急性の高い困窮者には、特別養護老人ホームなどが施設を宿泊先として提供したり、食料も支援したりする。相談は想定よりも多く寄せられているという。

「久々に布団で寝た時の心地よさはたまらなかった」。昨年6月、レスキュー事業により路上生活から脱却した熊本市在住の80代男性は、支援を受けた日のことを忘れられないという。

百貨店に勤務していた男性は、もともと妻の親族が所有するマンションに住んでいた。ところが、定年後に妻が病気で長期に渡って入院し、多額の治療費が重くのしかかった。

妻の死去後、家を出ざるを得なくなったが、保証人のいない高齢者の一人暮らしでは簡単に家も借りられない。仕方なく市内の温泉センターで寝泊まりしていたという。

やがて貯金も底をつき、やむなく路上生活を始めたものの、高齢の体に路上生活はひどくこたえる。1カ月ほど悩んだ末、福祉事務所に相談に向かった。

しかし、生活保護の支給までには審査などで一定期間が必要だ。そのため、緊急性が高いと判断され、生活困窮者向けの相談窓口を通じて、レスキュー事業の対象になった。

レスキュー事業は、県社会福祉法人経営者協議会が15年度から始めた。対象は、所持金がなく、1カ月以内に生活保護や年金など何らかの収入がある予定の人。現金の支給は行わないものの、行政や社協などと連携しながら、1ケース10万円以下の現物支援を最大1カ月行う。

必要な費用は、県経営協が拠出して、県社協内につくった基金から支払う。現在、県経営協会員の約200法人のうち37法人が参加しており、年間の予算は600万円だという。

この男性の場合、社会福祉法人リデルライトホームが運営する特養ホームで受け入れることになった。男性が福祉事務所を訪れたのが午後1時で、施設に着いたのが午後5時。あまりのスピードの早さに、男性は「これならもっと早く相談に行けば良かったと後悔した」と言う。

2週間ほど特養ホームに滞在した後、男性は市社協のあっせんで、施設から車で15分ほどのところに家を借りた。必要な家財道具などは法人が職員などに呼び掛けて集め、男性に寄贈したという。木村准治・リデルライトホーム事務部長は「支援の対象者に一律の基準を当てはめて支援するのではなく、より個人のQOLを考えた支援ができるのが民間の強みでもある」と話す。

現在、男性はレスキュー事業の対象から外れ、年金と生活保護を受けながら一人で暮ら

す。ただ、周りに知り合いはおらず、誰とも話さない日が少なくないという。そこで、リデルライトホームの職員は自主的に男性の家を訪れ、近況を聞いている。

中山泰男・リデルホーム施設長は「いずれは日中に施設へボランティアに来てもらい、孤立しないような関わりができれば。福祉の原点を重視した柔軟な支援を心がけたい」と語った。

県経営協によると、相談件数は15年12月末時点で124件を超えた。日々想定外の課題も生まれており、その都度解決に努力している段階だという。江口俊治・県経営協事務局長は「相談件数は予想以上のペースで伸びているが、社福法人の社会的な役割として、ずっと継続していくことが大切だ」と話している。

「診療ガイドライン」で治療への安心を

日本経済新聞 2016年1月16日

病気だと診断されたら、どんな治療を受けるのか不安になるものだ。体験談もいいが、不確かなことも少なくない。参考になるのが、推奨される治療法などを書いた「診療ガイドライン」だ。出版物やネット上で見ることができる。医療者向けが多いが、患者向けの解説も増えつつある。情報を得れば、医師や薬剤師などに質問もしやすくなる。

東京薬科大学助手で薬剤師の倉田香織氏は、診療ガイドラインが思わぬところで役に立った経験を持つ。診療ガイドラインはもともと医療者向けに病気の診断や治療の指針を書いたもので、

納得できる医療を受けるには...

■ 診断される

医師: 〇〇病ですね。治療していきましょう

患者: どんな治療するんだろう。不安だ

知人A: 私は手術で治ったわ

知人B: △△という薬で治った

ネットの体験談「××という食品がいいんじゃない?」

「何が一番いいんだろう?お医者さんと知人が言っていることも違うし...」

■ 治療開始

医師: あなたの場合はこの方法が一番効果が期待できるんですよ

患者: なるほど!

役立つサイトの例

Minds (マインズ) ガイドラインセンター
<http://minds.jcqhc.or.jp/>

「診療ガイドライン」(医療者向け)ではカテゴリ別、50音別にガイドラインが検索できる。「ガイドライン解説」(一般向け)では病名で解説を調べられる

「東邦大学・医中誌診療ガイドライン情報データベース」
<http://guideline.jamas.or.jp/>

ガイドラインの検索が可能

その他、日本乳癌学会「患者さんのための乳がん診療ガイドライン」、日本高血圧学会の一般向け「高血圧治療ガイドライン」解説冊子など

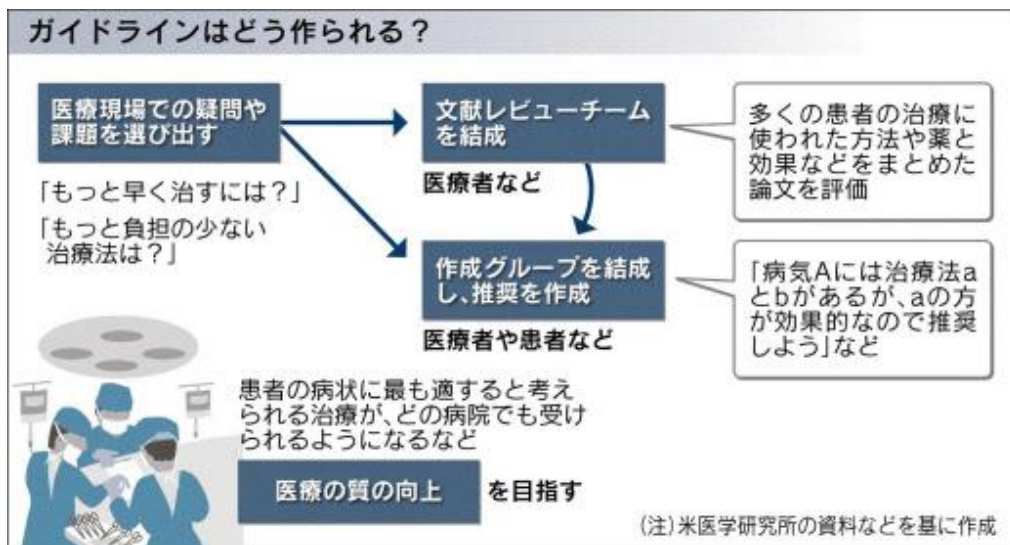
いたもので、同氏は仕事で活用していた。数年前、おじから「主治医から肺がんの抗がん剤治療を勧められたが、薬よりむしろ手術したい」と相談を受けた。親類の知人に、がんの手術を

して今は元気に過ごしている人がいたからだ。「手術で取れば治るんじゃないのか。なぜ先生は抗がん剤を勧めるのか」と疑問をぶつけてきた。

■タイプ別に推奨

そこで倉田氏は肺がんの診療ガイドラインをひもといた。おじの病期（ステージ）の場合、抗がん剤が推奨されると記されていた。「おじさんと同じようなタイプのがんには抗がん剤が勧められると、診療ガイドラインに書いてありますよ。これは、おじさんが見聞きして知っているよりずっと大勢の患者さんで調べた結果を基に作られているんですよ」と伝えた。

抗がん剤治療が始まった後、おじは「先生も同じことをおっしゃったよ。僕のがんには抗がん剤がいいんだよな」と納得した様子だったという。倉田氏は「診療ガイドラインには、推奨される治療法と、その根拠が書かれている。医療者だけでなく患者にとっても情報源になると実感した」と話す。



手術にするか薬にするか、薬を使うか使わないかなど、治療の過程では、複数の選択肢の中からどれかを選ば

なければならない場面が出てくる。診療ガイドラインには、こういった治療上の「疑問」に対して、今の時点で最適と考えられる「お勧め」が示されている。医学の進歩に遅れないよう、数年に一度は見直されるので、常に最新の「お勧め」が分かる。

「お勧め」は、科学的根拠に基づく医療（EBM）の考え方に沿っている。学術論文を系統的に調べ、その内容をまとめた上で、医師や薬剤師など複数の立場の委員で成るチームが、メリットとデメリットを考えて作成する（図参照）。

ただし、実際の患者には様々な事情があり、全員が「お勧め」通りにしなければならないというわけではない。あくまで、選択の際の意思決定をサポートするという位置づけだ。診療ガイドラインが医療現場で広く利用されれば、診療のレベルアップが期待できる。

■無料で閲覧可能

診療ガイドラインは、論文や書籍として刊行されるが、インターネット上なら無料公開されている場合もある。実際にどんなものか見てみよう。

日本医療機能評価機構（東京・千代田）が厚生労働省の委託で作るホームページ「Minds（マインズ）」では、各種の診療ガイドラインを無料で見ることができる。「メインメニュー」から「医療提供者向け診療ガイドライン」を選ぶと、診療ガイドラインのリストが出てくる。「東邦大学・医中誌診療ガイドライン情報データベース」でも検索が可能だ。

インターネットで病気や治療についての情報を収集する際、病名だけだと、雑多な情報が出てきてしまう。「病名」と「ガイドライン」の2語で検索すると、ガイドラインが上位に出てくるので見つけやすい。

ただ、これらの診療ガイドラインは現状ではほとんどが医療者向けに書かれている。専門用語や薬の名前なども多く、患者が読みこなすにはややハードルが高い。

Mindsでは、ガイドラインに沿って、診断から治療への流れ、治療法の種類、日常

生活を送る上での注意点などをまとめた一般向けの「ガイドライン解説」を作成。また、各種学会でも患者向けの解説を充実させつつある。日本乳癌学会の「患者さんのための乳がん診療ガイドライン」や日本高血圧学会の一般向け「高血圧治療ガイドライン」解説冊子などで、インターネット上に公開されている。

京都大学大学院医学研究科の中山健夫教授は「患者と医療者の意思決定を支援するのが診療ガイドライン。作成段階から医療者と患者や市民が協力できるのが最善」と話す。いくつかのガイドラインでは、患者も作成に参加し始めている。

■臨床のデータが基に

診療ガイドラインは臨床研究の結果をベースにして作られることが多い。元の臨床研究に問題があればガイドラインにも影響が及びかねない。

例えば2013年に高血圧治療薬のバルサルタン（商品名ディオバン）の臨床研究に不正が発覚、複数の論文が撤回された。日本高血圧学会は高血圧のガイドラインから、撤回論文の引用を取りやめるなどの対応を迫られた。

臨床研究に関する論文では、思わしくない結果が発表されにくいことが知られている。これを「出版バイアス」と呼ぶ。ガイドラインの作り手は、より客観性を高めるため、出版バイアスにも目を配る必要がある。（ライター 北沢 京子）

虐待SOS 救う場知って

読売新聞 2016年01月21日

◇「子どもシェルター」高まる重要性 24日和歌山でシンポ

虐待などで家庭に居場所を失った子どもたちの緊急避難場所「子どもシェルター」を運営するNPO法人「子どもセンターるーも」（事務局・和歌山市板屋町）が24日午後1時から県民文化会館（同市小松原通）で、シンポジウム「子どもたちのSOS—今私たち大人にできること—」を開催する。シェルターが県内に誕生して2年余りになり、その存在を広く知ってもらうため、高校生による創作劇などがある。（村山卓也）

子どもシェルターは家庭で暮らせなくなった10代後半の子どもを受け入れる避難場所です。全国13か所にある。行政が運営する児童相談所は原則18歳未満が対象。18、19歳の未成年者や児相が定員オーバーの場合などに対応することが多い。運営費は自治体などからの補助金や寄付金があてられている。

「るーも」のシェルターは、県内の弁護士らが中心となって2013年秋に県内に開設された。おおむね15歳以上20歳未満の少女を対象にしている。入居期間は数日から半年程度。

個別に担当弁護士がつき、自宅に戻れる環境を整えるため、親と話し合ったり、長期の滞在を視野に入れて他の入所施設を探したりする活動にあたる。これまでに約30人を受け入れた実績があるという。

県子ども未来課によると、虐待の疑いがあるなどとして児相に寄せられた相談件数は12年度718件、13年度793件、14年度932件と年々増加。児相での子どもの一時保護件数も12年度274件、13年度287件、14年度318件と増えている。同課の担当者は「児相と補完しあう関係で、民間のシェルターの重要性も一層、高まってきている」と話す。

シンポでは、県立桐蔭高校（和歌山市）の演劇部が創作劇「seven-day prologue」を披露する。親からの愛情を受けられずにシェルターに入所することになった少女が、そこでの生活や出会いをきっかけに成長していくというストーリーだ。

昨年11月頃から「るーも」の関係者にシェルターでの実情を聞き取るなどし、生徒たち自ら脚本、演出を考えて練習に励んできた。演出を担当した1年岡本詩乃さん（16）は劇を通じてシェルターのことを知ったといい、「同じ年頃の人でも、こんなにも境遇が違う人がいるのかと思った。多くの人に共感してもらい、問題に少しでも目を向けてもらえるよう気を配りながら演出を心がけた」と話す。

劇のほか、子ども的人権問題に詳しい有識者らで、子どもシェルターの使命などについて意見を交わすパネル討論もある。

「るーも」理事の伊藤あすみ弁護士は「シンポでは、シェルターに来ざるを得ない子どもの現状を多角的に紹介するので、大勢にこの問題を考えてもらいたい」と呼びかけている。

入場無料で、事前申し込み不要。問い合わせは「るーも」(073・425・6060)へ。

【主張】3万円給付金 年金抜本改革こそ本筋だ 産経新聞 2016年1月21日

いくら国会審議を聞いても、政府から納得のいく説明はなかった。

20日成立した平成27年度補正予算に盛り込まれた、低所得高齢者らへの3万円の「臨時福祉給付金」のことである。

景気刺激策なのか、福祉目的なのか、その意図は最後まではっきりしなかった。やはり、当初からの印象通り、「参院選対策のばらまき」とみるほかない。

この調子では、安倍晋三政権の経済運営全体に対する期待もしぼみかねない。政権は税収の上振れ分の使途を検討するというが、大盤振る舞いに傾斜する懸念はないのか。

大切なのは、国民の歓心を買うための政策を連ねることではなく、腰を据えて改革に取り組む姿勢を貫くことである。

給付金の対象は、住民税が非課税の高齢者約1100万人だ。その位置付けは、消費税率10%への増税時に低年金者に上乗せする給付金の前倒し実施である。

だが、これはおかしい。消費税率10%時の上乗せ給付金は無年金者には支給されず、3万円給付とは対象が一致しない。制度が異なるのに「前倒し」というのは、明らかに無理がある。

政府は同時に、1億総活躍社会の実現に向けてアベノミクスによる賃上げの恩恵が届かない層を支援するため、と説明した。加藤勝信1億総活躍担当相は「消費を喚起し強い経済を実現したい」とも語っていた。ならば、なぜ高齢者に絞る必要があったのか。

3万円給付は、65歳未満の障害基礎年金と遺族基礎年金の受給者も対象だが、こちらは補正ではなく来年度予算案へと後回しにした。高齢者向けを先行させ、参院選前の6月までに給付するというのでは、高齢者の票を意識したためととられてもやむを得ない。

3万円給付が高齢者優遇にすぎるという批判は与党の一部にもあった。消費税率8%の激変緩和策である子育て世帯臨時特例給付金の廃止を決めたためである。

そもそも、低所得高齢者に一律に現金を支給する手法は、自民党が批判する民主党の「最低保障年金」と大差ない。しかも3万円給付は1回限りである。一時金ではなく、年金制度を抜本改革するのが本筋だ。裕福な高齢者の年金の一部を低年金者に回す案など選択肢はいくつもある。その議論から逃げてはならない。

社説：子供の未来応援運動 貧困解消 息長く取り組み 福井新聞 2016年1月21日

貧困家庭の子どもたちをいわゆる「貧困の連鎖」から救おうという政府の「子供の未来応援プロジェクト(国民運動)」。昨年10月スタート以来、手付かず状態からようやく昨年末の貧困対策で小さな一歩を踏み出した。官民挙げての取り組みを目指す。子どもたちの未来へ必要な支援が届く市民運動に育てたい。

運動の不振は、プロジェクトの看板となる「子供の未来応援基金」に表れている。企業や個人からの寄付が2カ月過ぎた昨年11月末時点でわずか300万円余りと伸び悩んでいる。貧困対策に関わるNPOを後押しする基金の目的が周知不足で、寄付者側に具体的な姿が見えないからだろう。実績を重ね、理解を得る努力が必要だ。

基金は、当初から社会保障すべき子どもの貧困対策を寄付で対応するのはおかしいとの指摘があった。そこで寄付は現金給付の形でなく貧困支援事業のためと用途を指定した。

だが貧困対策はあくまで税金で取り組む政治的支援が柱であり、寄付による民間支援は補助的な役割であろう。

草の根のNPO活動は無料学習塾、食べ物提供、一人きり子どもの居場所づくりなど幅広い。スタッフ全員が無償の団体も多く、どこも資金難がネックになっている。基金の周知と充実は急務なのである。

子どもの貧困率は2012年に最悪の16・3%。実に6人に1人が貧困の中で暮らしている。この衝撃に翌年、貧困対策推進法、貧困対策大綱へと進んだが、貧困率を下げる数値目標は盛られていない。

新たな貧困対策は、一人親家庭の児童扶養手当を子ども2人以上の場合、8月分から加算を倍増、2人目は現行5千円を最大1万円、3人目以降は3千円を同6千円にする。就労を目指す親の支援も拡充。さらに現在1人目の年齢で2人目以降の負担が増える幼稚園保育料も、その年齢に関係なく2人目半額、3人目以降無料（年収360万円未満世帯）とし、一人親家庭の無償化も拡大する。

それでもなお貧困家庭の子どもたちは課題を抱えている。児童扶養手当の支給期間の延長がその一つ。手当てが打ち切られる18歳は大学進学を考える時期にも重なる。経済的理由で進学をあきらめなければならぬと、せっかくの学びの意欲を失ってしまう。

高学歴社会の中でやりたい仕事につけず、アルバイト、パートなど条件が悪い仕事を転々として結局、貧困から抜け出せなくなる。現実にもそういう格差がある。若い人材の芽が摘まれては社会の大きな損失である。

奨学金拡充や就労支援の強化といった課題もあり、NPOの協力を得ながら息長く貧困解消に取り組みたい。現在は政府主体のプロジェクトだが、徐々に市民主導の運動へと変わったときに、子どもたちの未来が見えてくるのだろう。

社説[広がる子ども食堂]「希望」紡ぐ 草の根支援 沖縄タイムス 2016年1月21日

子どもたちに温かい食事とほっとできる場所を用意する「子ども食堂」の取り組みが広がっている。

昨年5月、沖縄市諸見里に「ももやま子ども食堂」ができたのを皮切りに、浦添市、南城市などで相次いでオープン。那覇市では開店に向けた準備が進んでいる。

見えにくいといわれる子どもの貧困だが、地域にいるからこそ深刻さを肌で感じ、何とかしたいとの思いに突き動かされたのだろう。地域の子を地域で見守り育てる草の根の運動だ。

運営するのは、子育てやひとり親世帯、生活困窮者支援などに携わる人たち。食材の多くは近所の農家や企業、住民からの差し入れでまかない、子どもには無料あるいは低料金で提供している。

「親の仕事が遅く1人で夜を過ごさなければならない」「親が病気で食事が準備されていない」「経済的に苦しく食事のままならない」など、訪れる子どもの事情はさまざま。ご飯を食べるだけでなく、ボランティアの大人と遊んだり、大学生のサポーターと勉強をしたり、思い思いの時間を過ごしている。

なぜ今、子ども食堂なのか。

背景にあるのは「ご飯が足りない子は、それ以外のことも足りていない」という危機感と、「子どもを放っておけない」という共感である。

食事は支援の入り口で、食堂で地域の大人と子どもがつながり、子どもを通じて苦しい状況にある親も支援につなげたい狙いがある。

山形大学の戸室健作准教授の推計によると、2012年時点の沖縄の子どもの貧困率は37・5%。全国平均の3倍近くに上り、都道府県別では最も厳しい。

子どもの貧困が問題なのは、そのことが社会的孤立や文化的資源の不足、低学力、虐待、非行と結び付き、将来に大きな影響を及ぼすからである。

例えば、お金がないから進学できないとなれば、勉強しても仕方がないという気持ちが起こり、やる気がどんどん奪われる。県内の高校、大学進学率が全国一低いのは、貧困と無関係ではない。

地域に子どもを受け入れてくれる場所があって、優しく見守る大人がいるというメッセージを発信し続けることは重要である。子どもが気軽に立ち寄るためにも、小学校区の一つは子ども食堂を設置する運動に発展させてほしい。

子どもの貧困率37・5%は、07年の調査から7ポイント近くも悪化している。その間に行政が有効な対策を打ち出さなかったことを示す数字でもある。草の根支援は心強いが、だからといって政府の役割と責任が軽くなるわけではない。

来年度沖縄予算に子どもの貧困対策事業費10億円が計上された。子ども食堂などの支援にも充てられる見込みだ。

子ども食堂に限らず、無料の学習塾や若者の居場所づくりに奔走するNPOはどこも資金難で、活動はボランティアの志と手弁当によって支えられている。民間の取り組みを後押しする、国の支援が急務だ。

社説：ヘイトスピーチ 意義ある地方の抑止条例 西日本新聞 2016年01月21日

在日コリアンなどに対する差別や偏見をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止を目的とした全国初の条例が大阪市議会で成立した。言葉の暴力を許さない毅然（きぜん）とした決意を示す一地方からの問題提起として評価したい。

まず注目したいのはヘイトスピーチを公的に定義付けた点だ。憲法が保障する「表現の自由」とも関連するため、何らかの規制が必要だとしても具体的にどんな行為を対象にするかで専門家や政界でも見解が分かれている。

条例は「特定の人種や民族を排除する目的で、不特定多数の者が内容を知り得る場所や方法によって誹謗（ひぼう）中傷する」表現活動と定義した。街頭活動だけでなく、印刷物や記録映像、インターネット上の活動も含む。問題の実態に即しており、今後の幅広い議論の土台ともなり得るのではないか。

条例によりヘイトスピーチが市内で行われたり、市民に関係したりする場合、市長が表現者名を公表する。事前に有識者の審査会で実態を調査するという。表現の自由に対する配慮も盛り込み、焦点だった罰則導入などは見送った。

このため条例の抑止力を疑問視する声もある。原案にあった被害者の訴訟費用支援も削除された。確信犯的な行為を止めるには限界があるかもしれない。それでも、ここは条例制定を一步前進とみるべきだろう。抑止力を強化するかどうかは検討課題としたい。

在日コリアンが多い大阪市は東京・新大久保とともにヘイトスピーチとされるデモが繰り返され、注目を集めた。橋下徹前市長が対策の必要性を強く訴えた経緯もある。地域の事情が条例制定の背景にあることは言うまでもない。

ただ、ヘイトスピーチは少数者を狙い撃ちにした許し難い行為であり、社会全体で向き合うべき課題だ。日本は取り組みの遅れが国際社会から再三指摘されている。

法整備を求める地方議会の意見書可決も相次ぐが、国会に野党などが提出した規制法案は継続審議扱いだ。市民レベルでも関心を高め、法整備の議論も深めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

